

尼崎市教育委員会 3月臨時会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成30年3月19日 午後6時37分～午後8時10分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員	教育長	徳田耕造
	教育長職務代理者	濱田英世
	委員	仲島正教
	委員	磯田雅司
	委員	徳山育弘

3 出席した事務局職員

教育次長	白畑優
教育次長	西野信幸
管理部長	尾田勝重
施設担当部長	橋本謙二
学校運営部長	梅山耕一郎
学校教育部長	平山直樹
教育総合センター所長	西川嘉彦
社会教育部長	牧直宏
企画管理課長	高木健司
職員課長	益田善行
学務課長	池下克哉
こどもの育ち支援センター準備担当課長	友弘真由美

日程第1 議 事

- (1) 議案第10号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第11号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
- (3) 議案第12号 尼崎市立学校文書規程の一部を改正する訓令について
- (4) 議案第13号 職員の人事について
- (5) 議案第14号 職員の人事について
- (6) 議案第15号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
- (7) 議案第16号 尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令について

日程第2 協議・報告事項

- (1) 尼崎市子どもの育ち支援センターの概要について
午後6時37分、教育長は開会を宣した。

徳田教育長 これより尼崎市教育委員会3月臨時会を開催いたします。本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

また、日程第1「議事」の「議案第13号及び議案第14号 職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第13号及び議案第14号については、公開しないことと決しました。

徳田教育長 また、「議案第15号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第15号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。

徳田教育長 それでは、これより日程に入ります。

日程第1の「議事」について「議案第10号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。益田職員課長。

職員課長 職員課長でございます。1ページの「議案第10号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。この規則は、教育委員会事務局の内部組織の事務の分掌や処理に関して定めたものでございますが、平成29年12月議会を経て、「尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会条例」及び「尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例」が制定され、教育委員会の附属機関が設置されましたことなどを踏まえ、規定の整備を行う必要を認めましたことから、このたび規則改正を行うものでございます。つきましては、2ページの新旧対照表に基づいてご説明させていただきます。このたび新たに設置いたしました附属機関についての実務的な所管は、「琴ノ浦高等学校給食選定委員会に関すること。」は学校保健課が、「中学校弁当事業者選定委員会に関すること。」は中学校給食担当がそれぞれ担っていきますことから、新旧対照表の中段に記載のとおり、規則の規定上は必修課である学校保健課の分掌事務に、それぞれの規定を追加するものでございます。次に、新旧対照表の下段についてですが、教育委員会事業所との連絡に関することについては、本規則の分掌事務の中で規定する必要がある本来ありますが、従来から「教育総合センターとの連絡に関すること。」については、規則上においてその整理がなされていな

かったため、このたびの改正を機に、所管を明示するための規定の整備を行うものでございます。なお、「尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会条例」及び「尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例」はともに、公布の日である平成29年12月26日から施行されていることから、このたびの規則改正は、本委員会で議決をいただいた後の公布の日から行うこととしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 教育総合センターとの連絡に関することとはどういうことか。

職員課長 従来から「教育総合センターとの連絡に関すること。」は学校教育課が窓口となっておりますので、内容としては今まで通りになります。今回明記しています。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第10号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第10号」は原案のとおり可決いたしました。次に「議案第11号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。益田職員課長。

職員課長 職員課長でございます。3ページの「議案第11号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令」につきまして、ご説明申し上げます。この規程は、各役職の職責や権限など、事務処理を進める上で必要なことがらを定めたものでございますが、専決事項の見直しなどに伴い、規定の整備を行う必要を認めましたことから、このたび改正を行うものでございます。つきましては、5ページの新旧対照表に基づいてご説明させていただきます。まず、新旧対照表の上段、第10条第1項において文言の整理を行うとともに、中段の第2項においては、教育長の決裁を要する事項の例示規定のうち、第15号から第18号までの各号に、いわゆる局長級職員の参与に係る休暇及び欠勤の許可・承認並びに出張命令などの服務監督に関する事項についての規定を加えるための整備を行い、教育長の決裁を要する事項の例示規定を、より明確化しようとするものでございます。また、新旧対照表の下段に記載のとおり、同項第33号においては、主に教育次長に係る休暇及び欠勤の許可・承認並びに出張命令などの服務監督に関する事項が、教育長の決裁を要する旨を定めた規定となっておりますが、先ほどの第15号から第18号までの内容と重複した趣旨の規定となっておりますことから、解釈上生じうる疑義を解消するため、本号の削除を行うものでございます。また、次のページには、教育委員会事務局内の共通専決事項の規定が

ございますが、上段の「人事に関する事項」の表においては、先ほどご説明させていただきましたとおり、局長級職員の参与に係る服務監督の規定の整備に伴う文言整理、そのほか、下段の「文書その他に関する事項」の表においては、新たに2つの事項についての規定を追加し、専決区分を明示することにより、事務処理の効率化を図ろうとするものでございます。なお、施行期日は、本委員会で議決をいただいた後の公布の日から行うこととしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 「第10条2項(15)に教育次長及び参与(行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級であるものに限る。)」とあるが、参与は8級と他は何があるのか。

職員課長 8級の局長級と、7級の部長級があります。

徳山委員 7級の職員の休暇等の決裁権者は誰か。

職員課長 教育次長になります。

徳山委員 参与の役割とは何か。

職員課長 特命的な仕事を担っていただくのが参与になります。

徳山委員 教育委員会にも参与がいると思うが、教育委員会の参与は具体的にはどのような仕事をするのか。

職員課長 教育委員会に現在いる参与は、呼称は参与ですが、行政職給料表の適用者ではないため今回の参与とは違います。また、仕事としては尼崎大学・学びと育ち研究担当と専門的な研究をしてもらっております。

徳田教育長 行政職給料表の8級に該当する参与は現在いるのか。

職員課長 現在はいません。制度として制定しています。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。

徳田教育長 お諮りいたします。「議案第11号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第11号」は原案のとおり可決いたしました。次に「議案第16号 尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。益田職員課長。

職員課長 職員課長でございます。16ページの「議案第16号 尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令」につきまして、ご説明申し上げます。辞令式とは、職員の採用や昇任、配置換えなどの際に任命権者が発する辞令の形式を定めるものでございますが、教育委員会辞令の発令内容等を整理する中で、現行の規定を変更する必要が生じておりますことから、このたび改正を行うものでございます。具体的な改正内容につきましては、添付いたしております新旧対照表に沿ってご説明させていただきますので、19ページをお開き願います。主な改正内容といたしましては、19ページの上段に記載のとおり、昇給に係る教育委員会辞令につきまして、現行の訓令では通知書を交付することにより行うことと規定しておりますところ、今年度より行政職給料表適用者などについてはシステムにより通知することとしており、規定と運用に乖離が生じておりますことから、このたび新たな規定を設けるものでございます。そのほか、発令内容の明確化を図るため、法律を引用した規定に改めるとともに、その他所要の文言整理を行うものでございます。なお、施行期日は、本委員会で議決をいただいた後の公布の日から行うこととしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 教育委員会に端末があって、その端末で辞令を見ることができるのか。

職員課長 人事評価システムが導入されており、現在は端末で本人の評価が管理されていますので、辞令についても人事評価システムで通知できるように規程の整備を行うものです。

徳山委員 職員は個別のIDを持っているのか。

職員課長 そのとおりです。

徳山委員 行政職に限るということは学校の先生はまた違うのか。

職員課長 公立学校の先生については県からの辞令になります。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第16号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第16号」は原案のとおり可決いたしました。次に「議案第12号 尼崎市立学校文書規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。池下学務課長。

学務課長 学務課長でございます。それでは、「議案第12号 尼崎市立学校文書規程の一部を改正する訓令について」を、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、この規程の新旧対照表に沿って内容をご説明いたしますので、本日の資料、9ページをご覧くださいませでしょうか。尼崎市立学校文書規程は、尼崎市立学校園の文書の取扱につきまして、必要な事項を定めている教育委員会の訓令でございます。今回、この規程の一部改正の議案で提案しております内容は、1つ目は、平成30年3月31日をもちまして、大庄幼稚園、立花東幼稚園、武庫北幼稚園の3園を廃止することに伴い、この規程の別表中に定める3園の名称及び文書記号を削除しようとするものでございます。新旧対照表の別表のところ、中ほどから下にかけて、大庄幼稚園、立花東幼稚園、武庫北幼稚園を削除いたします。2つ目は、先日、尼崎市教育委員会公印規則が改正され、印章公印における規則上の整理と、電子公印が新たに規則上明確化されたことに伴いまして、この規程におきましても第13条の公印の押印という条項を、新旧対照表の上の方に第13条の条文を記載しておりますが、改正後の条文のとおり整理しようとするものでございます。また、この訓令は平成30年4月1日からの施行を予定しております。以上をもちまして、「議案第12号 尼崎市立学校文書規程の一部を改正する訓令について」の説明を終わります。よろしく願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第12号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第12号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第2の「協議・報告事項」に移ります。「尼崎市子どもの育ち支援センターの概要について」を議題とします。説明を求めます。友弘子どもの育ち支援センター準備担当課長。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 こどもの育ち支援センター準備担当課長でございます。(仮称)尼崎市子どもの育ち支援センターの概要について報告させていただきます。こちらの資料は2月27日に健康福祉委員協議会にて説明させていただきました。I (仮称)尼崎市子どもの育ち支援

センターの概要について、あまがさき・ひと咲きプラザ育ち館（旧聖トマス大学2号館）を改修し事業所として設置しています。1名称、尼崎市子どもの育ち支援センターとし別に愛称をつけます。2所在地、記載のとおりです。育ち館の建物を改修します。3建物の概要、建築面積約782㎡、増築約94㎡、建物延床面積約2,031㎡、構造鉄筋コンクリート造・3階建です。施設のレイアウト図は25ページになります。1階に玄関で上履きに履き替え、下足スペースへ、そして受付兼相談室になります。相談室は12部屋設置しており、家庭児童相談室が2部屋、発達障害の部屋が4部屋、教育相談の部屋が6部屋の合計12部屋になります。便所はレイアウト図の左下になり、3つになり、女性便所、子ども用便所、多機能便所になります。男性は1階の多機能便所か、2階以上の男性便所を使ってもらいます。2階は発達障害の子どもの支援室と事務室になっております。地域交流室ではペアレントトレーニングを行ったり、感覚統合室では感覚トレーニングを行ったり、プレイルームでは跳び箱やトランポリンを置きます。幼児支援教室では子どもの言語や、コミュニケーション等の療育をし、保護者にその様子を観察室からマジックミラーで見ただけできるよう考えています。3階は適応指導教室ということではつらつ学級が設置されます。調理室、学習室兼カウンセリング室、学習室、職員室、活動室、診療室、保健室、プレイルームということで箱庭療法をします。発達検査室、保護者室・研修室、心理療法室です。今後のスケジュールですが改修工事が平成31年夏頃までかかり、オープンは平成31年9月からになります。説明は以上です。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 電話番号は変更されるのか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 変更されます。

仲島委員 尼崎市は後発なので、他市で出てきている問題点などを、尼崎市はどう改善するのかそのあたりを教えてほしい。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 先進自治体にも視察に行っており、専門家のアドバイスも取り入れて作っています。例えば西宮市のこども未来センターは発達障害と不登校の子どもの支援をしています。尼崎市のこどもの育ち支援センターは家庭児童相談業務も入れ発達障害や不登校などは、家庭の問題を抱えている場合があるため、児童専門のケースワーカーを配置し、児童虐待等もこのセンターの中で一緒に支援していき、総合的な課題を抱えた子どもの支援を行っていきます。また、年齢に切れ目がない仕組みを作っていくということで、研究を進めています。母子保健の分野や、教育分野等に切れ目が出てくるのですが、それらの切れ目をできるだけ少なくしていくということ、電子システムの導入も始め、情報の繋ぎ方なども研究を進めているところです。行政だけではなく、地域でネットワークを作って地域の方や支援者の方と繋がっていくために指針作りも検討を進めています。子どもの育ち支援センターの開始は平成31年秋になりますので、それまでに考えているコンセプトが実現するように仕組みづくりに向けて取り組

んでいきたいと考えています。

濱田委員 3階の保護者室などの細かいレイアウトはこれから決めるのか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 この保護者室は発達障害の診察をされている兵庫県立病院の先生方の意見を聞きながら、細かなレイアウトや備品などについて検討しているところです。また、設備、備品等の予算要求はこれからになります。

濱田委員 部屋の名前はどのようなのか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 テーマを作って、子どもの興味をそそるような部屋の名前を付けていこうと思っております。

濱田委員 保健と福祉と教育の人たちは2階の事務室にいるのか。相談があればどのような流れになるのか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 乳幼児健診などは今までどおり保健福祉センターで行いますので、ここに勤務するのは発達障害の専門相談のスタッフになります。相談の流れとしては、1階の受付兼相談室で総合相談として受付をし、電話相談や予約も行います。ケースに応じてどの相談員がいいのかを判断し、相談室や幼児支援教室を使って支援をするようなことを考えています。

濱田委員 この受付が一番大切だと思うが、どのような人が入るのか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 職種については、臨床心理技師、保育士、保健師、家庭児童相談員等が何人いればいいのかということ、相談内容を分析しながら検討を進めているところです。

濱田委員 受付はいい人を入れるようにし、センターの中でたらい回しにならないようにしてもらいたい。

磯田委員 24ページ上段の繋がり部分で、一番外の枠の地域・社会資源との繋がりはどのようなことをイメージしているのか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 地域・社会資源については尼崎市ではかなりたくさんあるという事で、例えば児童虐待の子どもは地域で主任児童委員のアドバイスをもらったり、身近な集いの広場で発達障害の子どもの相談を受けておられたり、社会福祉協議会でも親子の森や、ファミリーサポートセンターなどで、地域で発達障害の子どもを支援している場や、地域で展開されている児童発達支援の事業所などと連携をして、どこまで情報をもらい、どこまで情報を渡すのかも検討していきます。来年度からネットワーク構築事業を進めていきたいと考えています。

磯田委員 主任児童委員も含めて社会福祉協議会も、システムはあっても繋がっていないというのが現状ですので、今後どう繋げていくのかというのを検討してもらいたい。また、今後報告もしてもらいたい。

徳田教育長 24ページにプレ事業があるが平成30年度から動き出すのか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 そのとおりです。

徳田教育長 経過報告もまたお願い致します。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 4月からプレ事業が始まりますので、また随時報告いたします。

濱田委員 いつ正式名称ができるのか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 事業者名はこどもの育ち支援センターで考えていますが、愛称については公募をして決めていきたいと考えています。具体的なスケジュールは市報などに掲載していきたいと思います。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。
次に、日程第2「議事」に移ります。ここで、職員の入替えを行います。また、ここからは非公開といたします。

~~~~~以下 議事の大半は非公開とする~~~~~

徳田教育長 これをもちまして、尼崎市教育委員会3月臨時会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会3月臨時会の議事の全部を終了したので、午後8時10分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会3月臨時会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。